

教育研修体制

要綱第11条

企業は教育研修体制として、総括教育研修責任者(以下「総括責任者」という。)、教育研修推進者(以下「推進者」という。)及び実務者を選定し、センター理事長へ届け出なければならない。

2. 実施機関は教育研修体制として、教育研修管理責任者を選定し、センター理事長へ届け出なければならない。
3. 総括責任者、推進者及び実務者並びに教育研修管理責任者を変更したときは、速やかにセンター理事長へ届け出なければならない。

[解説] 関連要綱細則第4条(文末掲載)

センターへの届け出

3役を各1名選定のうえMROに登録すること。事業部制など複数の組織で教育研修が運営されている企業は、組織横断的に連携を確実にできる体制を取ること。

総括教育研修責任者(総括責任者)

企業内において、MRの教育研修を総括し責任ある立場の者として、MRの教育研修予算の確保、教育研修方針の立案等の決定権を持ち経営者と直接交渉・報告を行うことができる者とする。

総括責任者は推進者または実務者との兼務はできない。

教育研修推進者(推進者)

企業内において、MRの教育研修計画の立案、調整、実施、評価等を行う者で、総括責任者に対して適切な報告と助言・提言を行い、営業部門や他部門の関係者とも連携を深めるなど教育研修を総合的に牽引する中心人物とする。

推進者は実務者との兼務は可能である。

実務者

企業内において、推進者を補佐し常に連携がとれる環境下で、教育研修についての記録・管理を行い、センターへのMROでの届け出や申請等に関する業務を行う者とする。センターへの登録は1名とする。但し、事業部制などで組織が分かれており、センター通知を複数名で受け取る必要がある場合に限り、追加で4名増やすことができる。この場合でもあくまでもセンターへの実務者の登録は1名とする。

教育研修管理責任者

実施機関において、MRの教育研修を総括・管理する立場で、企業に所属しない個人に対する導入教育の基礎教育の計画・実施・評価・フォローを行い、センターとの連絡の窓口、MROでの届け出や申請等に関する業務を行う者とする。

- (1) センターへの登録は1名とする。
- (2) 企業に所属する者に対する導入教育の基礎教育を企業から受託し実施する場合、教育研修の責任の主体は委託者の企業にある。

教育研修体制の変更

企業の3役（総括責任者・推進者・実務者）ならびに実施機関の教育研修管理責任者に変更や交代等があったときは、速やかにMROでセンターに届け出を行うこと。

- (1) 引継ぎ等は前任者ならびに関係者が責任をもって行うこと。
- (2) 引継ぎ等ができない場合はセンターに相談すること。

関連要綱細則

（教育研修体制の登録）

第4条 企業は、要綱第11条第1項の規定に基づく総括責任者、推進者及び実務者の役割を次のとおり定める。

- (1) 総括責任者は、企業内においてMRの教育研修を総括し、教育研修及びMR活動に責任ある立場の者で、MRの教育研修予算の確保、教育研修方針の立案等の決定権を持つ
但し、総括責任者は、推進者又は実務者と兼務できない
- (2) 推進者は、企業内においてMRの教育研修を総合的に牽引する者で、教育研修計画の立案、調整、実施、評価等を行う
- (3) 実務者は、推進者を補佐し、センターに対する申請等に関する業務を行う

2 要綱第11条第2項の規定に基づく教育研修管理責任者の役割は、個人に提供する教育研修事業について責任ある立場の者とする。

3 総括責任者、推進者及び実務者並びに教育研修管理責任者をセンター理事長へ登録及び変更の届け出をする際は、MROを通じて行う。